

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 6     | 健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栄村長は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減されるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

栄村長

## 公表日

令和4年4月26日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 健康増進事業の実施に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 健康増進法の規定に則り<br>成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①健診受診時の対象者可否の判断に利用<br><br>※対象となる検診(一次及び精密)の種類<br>肺がん検診・乳がん検診・胃がん健診・子宮頸がん検診・大腸がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症<br>検診・歯周疾患検診 |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 健康増進ファイル                 |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項<br>別表第一の76の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で<br>定める事務を定める命令第54条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | ・番号法第19条第8号 別表第二<br>(別表第二における情報提供および情報照会の根拠)102の2項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で<br>定める事務及び情報を定める命令<br>(情報提供および情報照会の根拠)第50条  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 民生課  |
| ②所属長の役職名                 | 民生課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 栄村 総務課<br>長野県下水内郡栄村大字北信3433<br>0269-87-3111  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 栄村 民生課 健康支援係<br>長野県下水内郡栄村大字北信3343<br>0269-87-3301  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年1月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年1月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                      | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |   |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目           | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------|--|--|------|-----------|
| 平成31年4月1日 | I-5-①部署      | 健康支援課  | 民生課  | 事後   | 様式変更によるもの |
| 平成31年4月1日 | I-5-②所属長の役職名 | 健康支援課長 石沢清人  | 民生課長   | 事後   | 様式変更によるもの |
| 平成31年4月1日 | I-8連絡先       | 栄村 健康支援課<br>長野県下水内郡栄村大字北信3433<br>0269-87-3301  | 栄村 民生課 健康支援係<br>長野県下水内郡栄村大字北信3433<br>0269-87-3301  | 事後   | 様式変更によるもの |
| 平成31年4月1日 | II-1いつ時点の計数か | 平成27年2月1日 時点   | 平成31年4月1日 時点   | 事後   | 様式変更によるもの |
| 平成31年4月1日 | II-2いつ時点の計数か | 平成27年2月1日 時点   | 平成31年4月1日 時点   | 事後   | 様式変更によるもの |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策     | なし   | 新規記載   | 事後   | 様式変更によるもの |
| 令和4年4月26日 | I-1-②事務の概要   | 健康増進法の規定に則り<br>成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計<br>報告資料作成、データ分析処理などを行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用<br>する。<br>①健診受診時の対象者可否の判断に利用 | 健康増進法の規定に則り<br>成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計<br>報告資料作成、データ分析処理などを行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用<br>する。<br>①健診受診時の対象者可否の判断に利用<br><br>※対象となる検診(一次及び精密)の種類<br>肺がん検診・乳がん検診・胃がん検診・子宮頸<br>がん検診・大腸がん検診・肝炎ウイルス検診・<br>骨粗鬆症検診・歯周疾患検診 | 事後   |           |
| 令和4年4月26日 | I-1-③システムの名称 | 健康管理システム   | 健康管理システム、統合宛名システム、中間<br>サーバー   | 事後   |           |
| 令和4年4月26日 | I-3法令上の根拠    | ・番号法第9条 第1項 別表第一の76の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律別表第一の<br>主務省令で定める事務を定める命令第54条                     | ・行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9<br>条 第1項 別表第一の76の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律別表第一の<br>主務省令で定める事務を定める命令第54条  | 事後   |           |
| 令和4年4月26日 | I-4-①実施の有無   | 実施しない  | 実施する   | 事後   |           |
| 令和4年4月26日 | I-4-②法令上の根拠  | 記載なし   | ・番号法第19条第8号 別表第二<br>(別表第二における情報提供および情報照会<br>の根拠)102の2項<br>・行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律別表第二の<br>主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>(情報提供および情報照会の根拠)第50条  | 事後   |           |
| 令和4年4月26日 | II-1いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点   | 令和4年1月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和4年4月26日 | II-2いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点   | 令和4年1月1日 時点  | 事後   |           |
|           |              |  |  |      |           |
|           |              |  |  |      |           |
|           |              |  |  |      |           |
|           |              |  |  |      |           |
|           |              |  |  |      |           |